

社会保険の保険料率改定のご案内

平成29年8月吉日
加藤会計事務所

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、社会保険の保険料率が9月分(10月納付分)より変更されます。つきましては弊社システムの対応方法について下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

改定内容

.厚生年金 H29年9月からH30年8月まで
被保険者負担率----- 91.50/1000

.健康保険-----改正はありません
被保険者負担率----- 50.55/1000(山口県)

改定方法

「助っ人給与」の場合

基本データを開き左下賞与欄の厚生年金料率を91.50に変更する。
健康介護料率は50.55で変更なし。

さらに各人別の厚生年金を年金機構から送付された保険料額表により訂正する必要があります。

社員名簿に各人別の標準報酬が入力されている場合は基本データの「社会保険一括セット」で一括訂正が可能ですが、必ず保険料額表で確認してください。

「助っ人経理」の場合

給与計算を開き

厚生年金料率を上記の料率に変更し、さらにその上部の健康介護料率を上記の料率に変更する。

さらに各人別の厚生年金を年金機構から送付された保険料額表により訂正する必要があります。